

坂東市

障害者計画及び

第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画

(素案)

目 次

第1章 総論	1
第1節 計画の概要	2
（1）計画策定の背景・趣旨	2
（2）計画の位置づけ	4
（3）計画の対象	5
（4）計画期間	5
（5）計画の策定体制	6
第2節 計画の推進	7
（1）推進体制の強化	7
（2）計画の評価・見直し	7
（3）行政と市民の協働の仕組み	7
第3節 坂東市の現状	8
（1）坂東市の人口・世帯数	8
（2）障がいのある人の状況	9
第4節 計画の基本的な考え方	18
（1）計画の基本理念	18
（2）本計画の施策体系	19
第2章 障害者計画	21
施策の方向 1. 障害福祉サービス等の充実	22
施策の方向 2. 障がいのある子どもへの支援の充実	24
施策の方向 3. 保健・医療の推進	26
施策の方向 4. ライフステージに合わせた自立支援の充実	28
施策の方向 5. 安全安心な生活環境の整備	32
施策の方向 6. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	34
施策の方向 7. 障がいのある人への理解と配慮	36
第3章 第5期障害福祉計画	39
第1節 障害福祉計画の概要	40
第2節 平成32年度に向けた成果目標	41
（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行	41
（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	42
（3）地域生活支援拠点の整備	42
（4）福祉施設から一般就労施設等への移行等	43
第3節 障がい福祉サービス等の事業内容、量の見込みと確保の方策	44
（1）指定相談支援	44
（2）訪問系サービス	45

(3) 日中活動系サービス（日常的支援・自立支援）	46
(4) 日中活動系サービス（就労支援）	47
(5) 居住系サービス.....	48
(6) 地域生活支援事業（必須事業）	49
(7) 地域生活支援事業（任意事業）	51
第4章 第1期障害児福祉計画.....	53
第1節 障害児福祉計画の概要	54
第2節 平成32年度に向けた成果目標.....	55
(1) 障がい児支援の提供体制の整備等	55
第3節 障害児通所支援等の事業内容、量の見込みと確保の方策.....	56
(1) 障害児相談支援.....	56
(2) 障害児通所支援サービス	57
資料編.....	59
坂東市障害福祉計画策定委員会要綱	60
坂東市障害福祉計画策定委員名簿	61
計画策定の経緯.....	62

「障害」の表記について

この計画書においては、「害」という漢字には、「妨げ、支障、災い」といった負のイメージを持つ言葉であることを考慮し、法令等に基づくものや団体名等の固有名詞を除き、「障がい」、「障がい者」又は「障がいのある人」と表記しています。

第1章

総論

第 1 節 計画の概要

(1)計画策定の背景・趣旨

本市では、平成 18 年度に障害者基本法に基づく「障害者計画」と「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」に基づく「障害福祉計画」の両計画を、『坂東市障害者計画及び障害福祉計画』として一体的に策定しました。そして、これまで障がいのある人の「ノーマライゼーション」と「完全参加」を基本理念に、福祉、保健、医療、教育、雇用、住まい、まちづくり等幅広い分野にわたる障がい者施策に対し積極的に取り組んできました。

国では、平成 18 年に国際連合が採択した「障害者の権利に関する条約（以下、「障害者権利条約」という。）」の批准に向けた国内法の整備が進められ、平成 23 年に改正された障害者基本法では、障がいの範囲について身体障がい、知的障がい、精神障がいに加え、発達障がい及びその他の心身の機能の障がいが増加されるとともに、障がいのある人に対する「合理的な配慮^{*1}」の概念が盛り込まれました。

また、平成 24 年 6 月には従来の障害者自立支援法を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」に改正し、難病患者を障がい者福祉の対象に含める等制度改正を推進するとともに、平成 25 年 6 月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）」が成立し、平成 28 年 4 月から施行されています。

これら一連の法整備を経て、平成 26 年 1 月に国際連合の「障害者権利条約」が正式に国内で批准されました。今後は、障がいのある人の権利の実現に向けた国際協力等が一層強化されることが期待されます。

さらに、平成 28 年 5 月に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」において、「地域生活」と「就労」に対する支援の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用促進、障がいのある子どものニーズに対応した支援体制の整備推進を図ることとなりました。

このように、障がいのある人に関する制度が大きく変化している中で、本市においても障がいのある人の実態やニーズの把握に努め、在宅福祉サービスや施設サービスの充実、社会参加の促進等、様々な施策を推進し、障がい福祉の向上を図ってきました。

一方、近年では社会全体の高齢化や核家族化が進むとともに、障がいのある人の増加と高齢化、障がいの重度化がみられ、それに伴って障がい福祉のニーズは多様化している傾向にあります。

また、自らの意思により地域で安心した生活を送ることができる社会の実現に向けて、行政が担う役割はこれまでに増して重要なものとなってきています。

以上のことを踏まえ、本市では現在の障がい者施策に関する個別施策の見直しを行い、「障害者計画」を策定しました。

また、障害福祉サービス等に対する具体的なニーズの量の見込みや確保の方策を定める第４期障害福祉計画が、平成２９年度末で計画年度を終了することから、同計画を見直し第５期障害福祉計画を策定しました。

加えて、これまで障害福祉計画において記載されていた児童福祉法に基づく事業内容については、「障害児福祉計画」として新たに策定することが義務付けられたことから、第１期障害児福祉計画を策定しました。

なお、これら３つの計画はそれぞれが密接な関連を持つことから、本市においては、３つの計画を一体のものとして策定しました。

【参考：国の障がい者政策および法改正の変遷】

年度	内容
平成 18	障害者権利条約採択
平成 23	障害者基本法改正
平成 24	障害者自立支援法改正、障害者総合支援法へ
平成 25	障害者差別解消法成立
平成 26	障害者権利条約批准
平成 28	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律成立

【用語解説】

※1 合理的配慮	障がいのある人から社会の中にあるバリアを取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。 [合理的配慮の事例] - 車いす利用者のために高い所に陳列された商品を取って渡す - 障がいの特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更を行う 等
----------	--

(2)計画の位置づけ

①障害者計画

障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき定められる「市町村障害者計画」にあたり、地域の障がいのある人の状況を踏まえ、障がい者施策に関する基本的な考え方や方向性を明らかにする基本的な計画です。

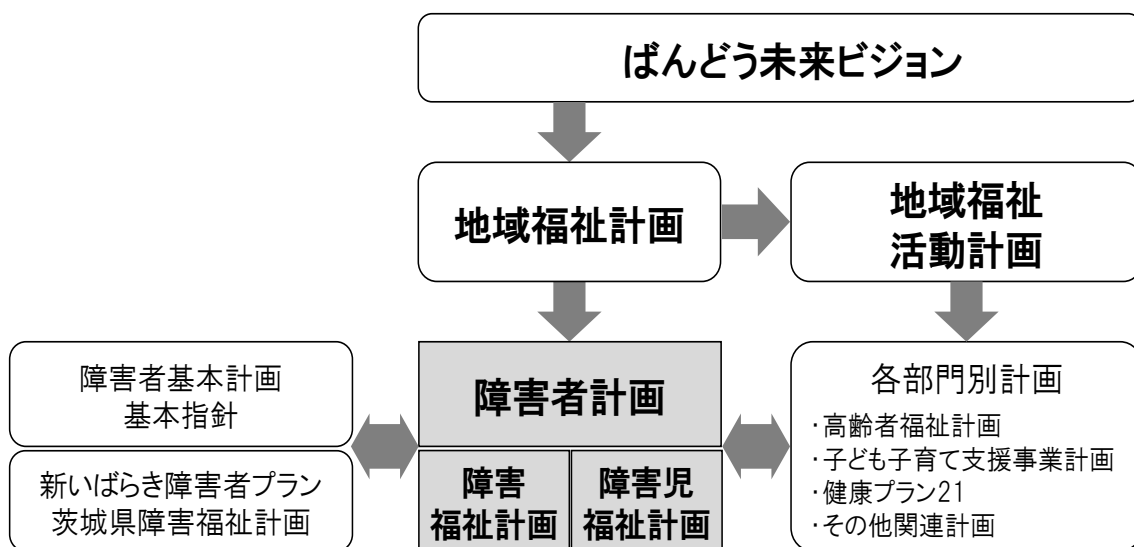
②障害福祉計画

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス、指定相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を具体的に定めるものです。国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（最終改正 平成29年厚生労働省告示第百十六号）（以下、「基本指針」という。）」において、平成32年度を目標年度とした成果目標を設定するとともに、各年度における指定障害福祉サービス、指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその確保のための方策、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項、その他必要な事項について定めることとされています。

③障害児福祉計画

障害児福祉計画は、児童福祉法33条の19に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、児童福祉法に基づく障害児相談支援サービス、障害児通所支援サービスの提供体制の確保に関する事項を具体的に定めるものです。障害福祉計画についても障害福祉計画と同様に、国の基本指針において、平成32年度を目標年度とした成果目標を設定するとともに、障害児相談支援サービス、障害児通所支援サービスの種類ごとの必要な量の見込み及びその確保の方策を定めることとされています。

これらの計画の策定に当たっては、国の基本指針や新しいばらき障害者プラン、本市における各種上位計画及び関連計画等との整合性を図るものとします。



(3)計画の対象

障がいのある人もない人も、ともに暮らす地域社会の実現のためには、すべての市民による障がいへの理解と協力が必要です。そのため、本計画は障がいのある人だけでなく、すべての市民を対象とします。

(4)計画期間

障害者計画の計画期間は、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 力年とします。

また、第 5 期障害福祉計画および第 1 期障害児福祉計画は、両計画とも平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 力年とし、平成 32 年度に見直しを行うものとします。

さらに、平成 35 年度には各計画の計画年度が終了することから、平成 35 年度中にこれらの計画の見直しを行うものとします。

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
障害者計画					
第 5 期障害福祉計画			第 6 期障害福祉計画		
第 1 期障害児福祉計画			第 2 期障害児福祉計画		

(5)計画の策定体制

本計画を地域の実情に即した実効性のある内容とするためには、保健・医療・福祉、教育、就労等庁内における各分野の連携や、サービスを利用する障がいのある人をはじめ、市民やサービスを提供する事業者の理解と協力が必要です。そのため、本計画の策定にあたっては、以下のような取り組みを実施してきました。

① 策定委員会の開催

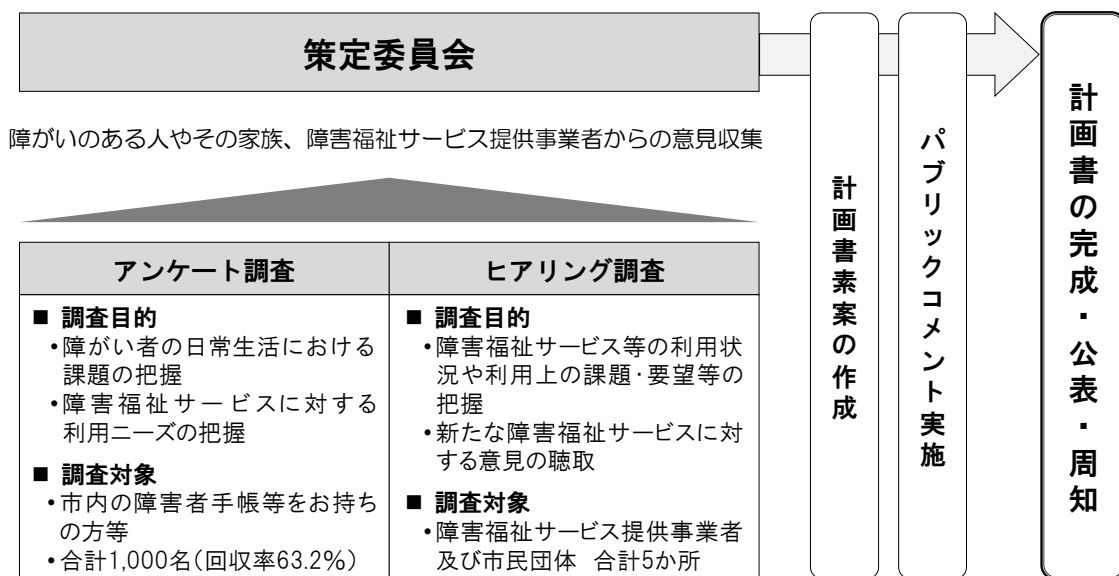
本市では、保健・医療・福祉、教育、就労等の障がい福祉に関連する行政、民間団体、市民等によって構成される「坂東市障害者計画および第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画策定委員会」を設置しており、本計画の策定にあたっては、同委員会による内容の検討を行い、障がいのある人の意見等を尊重し策定しました。

②市民アンケート調査、事業者・市民団体ヒアリングの実施

本市における障がいのある人の心身の状況や、障がいのある人を取り巻く環境、障害福祉サービス等に対するニーズを把握するため、障がいのある人に対するアンケート調査および障害福祉サービスを提供する事業者や市民団体へのヒアリング調査を行い、計画に反映しました。

③パブリックコメントの実施

本計画へ市民の意見を反映させるため、また本計画の考え方を広く周知するため、素案についてパブリックコメントを実施しました。



第2節 計画の推進

(1) 推進体制の強化

障がいのある人のニーズは、障がいの状態や生活に対する希望等によって様々であり、障がい福祉を推進していくにあたって保健・医療・福祉、教育、就労、ボランティア等の分野を超えた総合的な取り組みが不可欠です。そのため、行政及び民間団体、市民との連携が重要となります。

本市では、上記の各分野から構成された「坂東市地域自立支援協議会」を設立し、相談支援事業の運営や地域の関係機関の相互連携に関すること等についての協議や情報交換を行いながら、障がい福祉の向上に取り組むこととしています。今後も、各分野間の連携強化によって、障がい福祉施策を推進していきます。

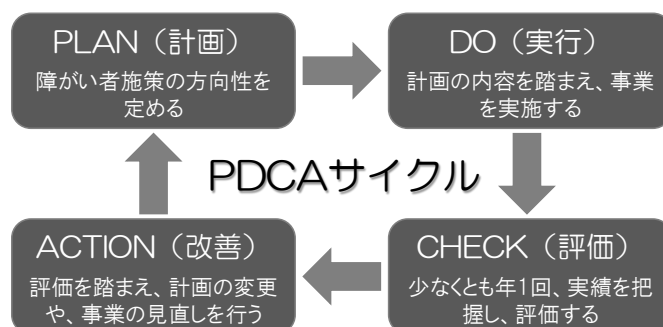
また市町村は、住民に最も身近な基礎的な自治体として障害福祉サービスを提供していますが、サービス全体を適切かつ効果的に提供していくためには、近隣市町村や都道府県との広域的な連携が必要です。

そのため、本市においても近隣市町や茨城県との連絡調整や意見交換等により、本計画の推進体制を強化していきます。

(2) 計画の評価・見直し

これまで本市では、障がい者施策の確実な推進のために、各施策の進捗状況や障害福祉サービスの利用状況等の評価、見直しを行ってきました。

本計画においても、「坂東市地域自立支援協議会」等での計画の進捗管理を行うとともに、必要に応じて計画の評価・見直しを行う等、「PDCAサイクル」を実践していきます。



(3) 行政と市民の協働の仕組み

計画の推進は、行政だけでできるものではなく、行政や市民、関係団体等がそれぞれの役割を担い、連携していくことが必要不可欠です。そのため、障がい者団体、社会福祉協議会、医師会、商工団体、ボランティア団体等と連携するとともに、障がいのある人の社会参加に向けた、行政と市民の協働作業を推進します。

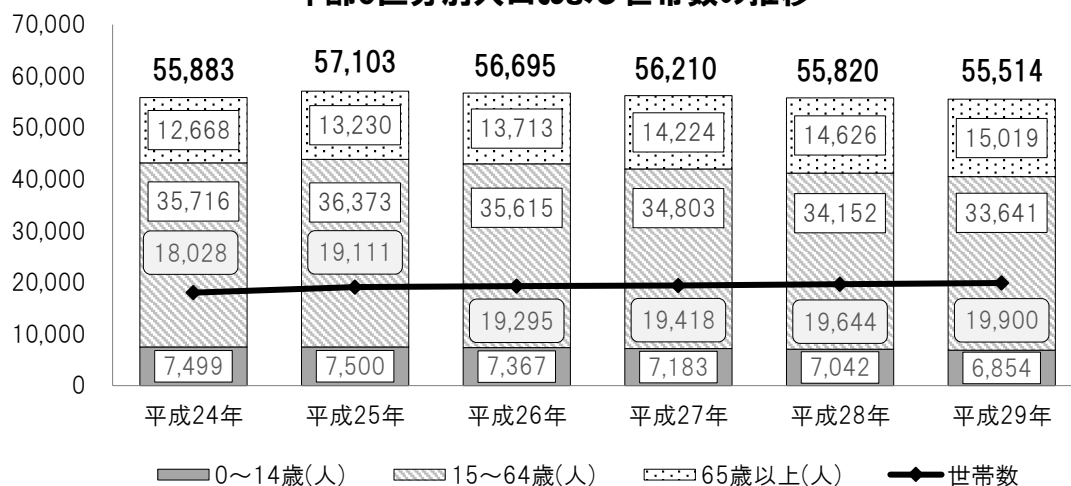
第3節 坂東市の現状

(1)坂東市の人口・世帯数

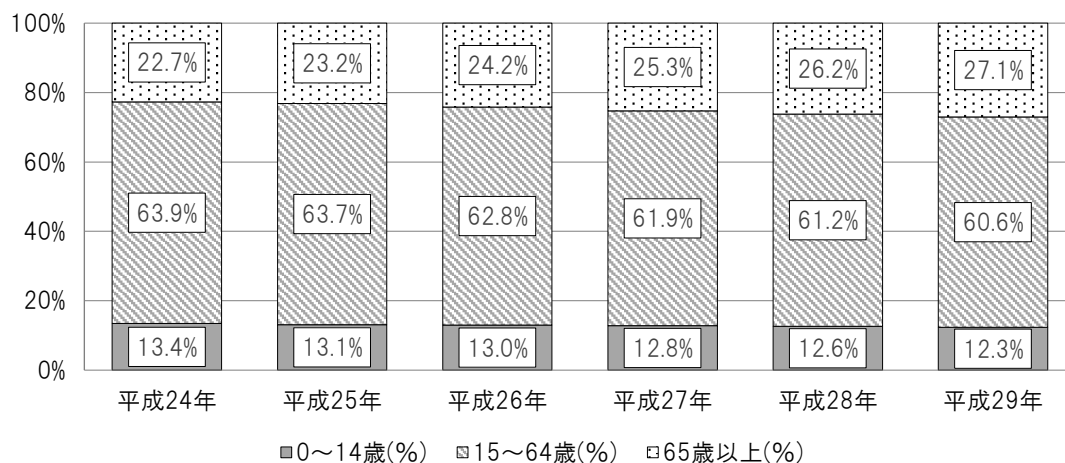
本市の人口はおおむね減少傾向であり、平成 25 年には 5 万 7 千人を上回っていましたが、平成 28 年には 5 万 6 千人を下回り、平成 29 年では 55,514 人となっています。一方で、世帯数は増加傾向であり、平成 25 年には 1 万 9 千世帯を上回り、平成 29 年では 19,900 世帯となっています。

本市の人口を年齢区分別にみると、平成 24 年から平成 29 年にかけて 65 歳以上の人口は約 2,400 人増加し人口の 27%以上を占めているのに対し、0 歳～14 歳の人口は 650 人近く減少し人口の 12%余りとなっており、本市において少子高齢化が進展していることが分かります。

年齢3区分別人口および世帯数の推移



年齢3区分別人口割合の推移



(出展：住民基本台帳 各年 4 月 1 日)

(2)障がいのある人の状況

①障がいのある人の推移

本市では、身体障害者手帳保持者が最も多く、ついで療育手帳保持者、精神障害者保健福祉手帳保持者となっています。また、各手帳保持者は増加傾向にあります。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
身体障害者手帳保持者(人)	1,724	1,606	1,632	1,773	1,778	1,799
療育手帳保持者(人)	375	388	411	428	443	459
精神障害者保健福祉手帳所持者(人)	214	220	238	227	261	275

(出典：社会福祉課 各年4月1日)

②身体障がい者の状況

身体障害者手帳保持者は、等級別にみると「1級」が最も多く、障がい区分別に見ると「肢体不自由」が最も多くなっています。等級別の手帳保持者の推移をみると、「1級、3級、6級」は増加傾向、「4級」は横ばい、「2級、5級」は減少傾向にあります。障がい区分別の手帳保持者の推移をみると、「視覚、聴覚・平衡、内部」は増加傾向、「肢体不自由」は減少傾向、「音声・言語」は平成25年、26年に減少しましたがその後は増加傾向にあります。

ア) 等級別推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
1級	583	549	569	630	638	651
2級	312	280	261	294	300	297
3級	270	246	252	288	278	292
4級	361	340	359	369	367	361
5級	101	97	94	88	85	86
6級	97	94	97	104	110	112

(出典：社会福祉課 各年4月1日)

イ) 障がい区分別推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
視覚	94	90	87	93	96	100
聴覚・平衡	116	110	112	123	127	130
音声・言語	24	15	14	26	23	25
肢体不自由	976	920	937	983	955	940
内部	514	471	482	548	577	604

(出典：社会福祉課 各年4月1日)

③知的障がい者の状況

療育手帳保持者は、「B」が最も多くなっています。各区分の手帳保持者の推移をみると、すべての区分で増加傾向にあります。

ア) 療育手帳保持者の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
㊤	80	83	84	84	87	88
A	109	109	113	114	115	123
B	120	124	129	137	142	147
C	66	72	85	93	99	101

(出典：社会福祉課 各年4月1日)

④精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳保持者は、「2 級」が最も多くなっています。各区分の手帳保持者の推移をみると、「2 級、3 級」は増加傾向、「1 級」はおおむね横ばいとなっています。

ア) 精神障害者保健福祉手帳保持者の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
1 級	26	27	24	23	22	25
2 級	124	125	133	123	156	166
3 級	64	68	81	81	83	84

(出典：社会福祉課 各年4月1日)

⑤自立支援医療制度受給者の状況

自立支援医療制度は、心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、平成 18 年 4 月から運用されています。精神通院医療受給者は増加傾向にあります。

ア) 育成医療^{※2} 受給者の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
肢体不自由	0	0	0	2	3	0
視覚障がい	1	0	0	0	0	1
聴覚・平衡機能障がい	0	0	1	0	0	0
音声・言語・そしゃく機能障がい	3	4	4	5	5	1
内部(心臓)障がい	0	2	0	1	0	0
内部(じん臓)障がい	0	0	0	0	2	0
その他	0	1	0	1	4	2
合計	4	7	5	9	14	4

(出典：社会福祉課 各年 4 月 1 日)

イ) 更生医療^{※3} 受給者の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
肢体不自由	0	2	0	1	1	0
視覚障がい	0	0	0	0	0	0
聴覚・平衡機能障がい	0	0	0	0	0	0
音声・言語・そしゃく機能障がい	3	1	1	1	3	2
内部(心臓)障がい	0	0	0	0	0	1
内部(じん臓)障がい	9	10	9	16	20	12
その他	2	2	0	3	1	1
合計	14	15	10	21	25	16

(出典：社会福祉課 各年 4 月 1 日)

ウ) 精神通院医療^{※4} 受給者の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
受給者数	538	568	596	605	619	622

(出典：社会福祉課 各年 4 月 1 日)

【用語解説】

※2 育成医療	身体に障がいのある児童の健全な育成を図るため行われる生活能力を得るために必要な医療のこと。
※3 更生医療	身体障がい者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るために行われる更生のために必要な医療のこと。
※4 精神通院医療	精神障がい者の適正な医療の普及を図るため、精神障がい者に対し、病院等へ入院することなく行われる精神障がいの医療のこと。

⑥小児慢性特定疾病の状況

小児慢性特定疾病にかかっていることにより、その治療が長期にわたり医療費の負担も高額となることから、その治療の確立と普及を図り、合わせて患者家族の医療費の負担を軽減するため、小児慢性特定疾病医療受診券を交付し、医療費の自己負担分の一部を助成しています。国の助成基準とは別に、茨城県では独自の基準を設け、国の助成対象とならない方に対する助成を行っています。国・県の基準による受給者の推移をみると、どちらも減少傾向にあります。

ア) 国の基準による小児慢性特定疾病受診券交付者数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
悪性新生物	3	2	3	2	2	1
慢性腎疾患	1	3	3	3	3	2
慢性呼吸器疾患	1	2	1	0	0	0
慢性心疾患	8	8	9	3	3	2
内分泌疾患	5	8	10	10	7	3
膠原病	1	0	0	0	0	0
糖尿病	3	2	3	3	3	1
先天性代謝異常	1	0	1	1	1	1
血友病等血液免疫疾患	1	1	1	1	1	0
神経・筋疾患	1	1	1	3	2	0
慢性消化器疾患	2	2	2	3	3	0
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	0	0	0	2	2	1
皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
合計	27	29	34	31	27	11

(出典：茨城県常総保健所 各年 10 月 1 日)

イ) 茨城県の基準による小児慢性特定疾病受診券交付者数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
慢性腎疾患	2	0	1	1	2	1
慢性呼吸器疾患	2	0	0	0	0	0
慢性心疾患	2	2	2	0	0	0
膠原病	0	0	0	0	0	0
神経・筋疾患	0	0	0	0	0	0
合計	6	2	3	1	2	1

(出典：茨城県常総保健所 各年 10 月 1 日)

⑦指定難病特定医療費助成制度（旧特定疾患医療費助成制度）受給者の状況

原因不明、治療法未確立で、後遺症のおそれが少なくない疾病や、経過が慢性にわたり、家族の経済的・人的・精神的負担が大きい疾病として厚生労働省が指定した「指定難病」について、医療費の一部を助成しています。助成の対象となる指定難病は平成 29 年 4 月より 330 に拡大されています。本市における助成の対象者は 297 人となっています。

ア) 指定難病特定医療費助成制度受給者

区分	人数	区分	人数
ベーチェット病	11	モヤモヤ病	3
多発性硬化症	4	特発性拡張型心筋症(うっ血性)	11
重症筋無力症	12	多系統萎縮症	5
全身エリトマトーデス	28	広範脊柱管狭窄症	3
再生不良性貧血	1	原発性胆汁性肝硬変	4
サルコイドーシス	5	特発性大腿骨頭壊死症	6
筋萎縮性側索硬化症	1	混合性結合組織病	4
強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	14	特発性間質性肺炎	2
特発性血小板減少性紫斑病	6	網膜色素変性症	12
結節性動脈周囲炎、顕微鏡的多発血管炎	5	肺動脈性肺高血圧症	2
潰瘍性大腸炎	43	神経線維腫症	1
天疱瘡	6	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	2
脊髄小脳変性症	11	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	1
クローン病	10	肥大型心筋症	1
悪性関節リウマチ	3	ミトコンドリア病	1
パーキンソン病関連疾患	57	黄色靱帯骨化症	1
後縦靱帯骨化症	15	間脳下垂体機能障害	6
合計		297	

（出典：茨城県常総保健所 平成 29 年 10 月 1 日）

⑧医療福祉費受給者等の状況（重度心身障がい者・65 歳以上の重度心身障がい者）

重度心身障がい者等が受けられる医療福祉費支給制度（マル福）は、茨城県の事業です。これは、必要とする医療を容易に受けられるよう、医療保険（国民健康保険・社会保険等）で病院にかかった場合の一部負担金相当額を公費で助成し、医療費の負担を軽減する制度です。

本市の平成 28 年度の医療福祉費支給制度の延べ受給者は 13,710 人、件数は 23,919 件、総支払額は 184,085 千円となっています。受給状況の推移をみると、延べ受給者数、件数、総支払額ともに増加傾向となっています。なお、平成 29 年 10 月時点での延べ受給者数は 5,624 人、件数は 10,665 件、総支払額は 76,375 千円となっています。

ア) 医療福祉費受給者等の推移（重度心身障がい者・65 歳以上の重度心身障がい者）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
延べ受給者(人)	13,471	13,697	13,768	13,635	13,710	5,624
件数(件)	21,929	22,073	22,494	23,868	23,919	10,665
総支払額(千円)	168,957	169,788	189,486	181,479	184,085	76,375
1人当たり受診件数(件)	19.53	19.35	19.61	21.01	20.93	9.54

（出典：保険年金課 各年度末 H29 は 10 月 1 日時点）

⑨障害基礎年金・障害厚生年金受給者の状況

障害基礎年金は心身に障がいを受け、一定の受給要件を満たす人に給付される国民年金です。また、障害厚生年金は厚生年金に加入している人が在職中に傷病等によって障がいを受けた時に支給される年金です。本市の平成 29 年度における障害者基礎年金の受給者は 925 人、障害厚生年金の受給者は 193 人となっています。各年金受給者数の推移をみると、どちらも増加傾向にあります。

ア) 障害基礎年金・障害厚生年金受給者数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
障害基礎年金	778	777	781	905	916	925
障害厚生年金	166	180	182	191	194	193

（出典：保険年金課 各年 4 月 1 日）

⑩各種手当等の受給者の状況

一定の要件を満たす障がいのある人やその家族等に対して、特別障害者手当、障害児福祉手当、在宅特別障害児手当、特別児童扶養手当を支給しています。

障害者扶養共済制度は、障がいのある人を扶養している保護者が死亡したり著しい障がいを負ったりした場合に、掛金に応じて障がいのある人へ終身一定額の年金を支給する制度です。

各種手当等の受給者数の推移をみると、「在宅障害児福祉手当、特別児童扶養手当」は増加傾向、「障害児福祉手当、障害者扶養共済制度」は減少傾向、「特別障害者手当」は横ばいとなっています。

ア) 各種手当等受給者数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
特別障害者手当	25	24	23	21	24	26
障害児福祉手当	21	22	20	15	15	15
在宅障害児福祉手当	59	56	58	64	63	69
特別児童扶養手当	73	76	75	76	74	83
障害者扶養共済制度	24	24	24	23	22	22

(出典：社会福祉課 各年4月1日)

⑪市内小中学校の特別支援学級および児童・生徒数の現状

市内のすべての市立小中学校には、特別支援学級が設置されています。平成 29 年の小学校における特別支援学級数は 35 学級、特別支援学級の児童数は 135 人となっています。同様に中学校における特別支援学級数は 15 学級、特別支援学級の生徒数は 70 人となっています。

各小学校の支援学級についてみると、岩井第一小学校が学級数・児童数ともに最も多くなっています。各中学校の支援学級についてみると岩井中学校が学級数・生徒数ともに最も多くなっています。

ア) 小学校における特別支援学級の現状

小学校		
岩井第一	学級数	5
	児童数(人)	24
七重	学級数	4
	児童数(人)	16
弓馬田	学級数	2
	児童数(人)	4
飯島	学級数	2
	児童数(人)	4
神大実	学級数	2
	児童数(人)	7
七郷	学級数	4
	児童数(人)	15
中川	学級数	2
	児童数(人)	5
長須	学級数	2
	児童数(人)	10
岩井第二	学級数	3
	児童数(人)	16
生子菅	学級数	2
	児童数(人)	8
沓掛	学級数	3
	児童数(人)	11
内野山	学級数	1
	児童数(人)	2
逆井山	学級数	3
	児童数(人)	13
合計	学級数計	35
	児童数計	135

イ) 中学校における特別支援学級の現状

中学校		
岩井	学級数	7
	生徒数(人)	32
南	学級数	3
	生徒数(人)	14
東	学級数	2
	生徒数(人)	8
猿島	学級数	3
	生徒数(人)	16
合計	学級数計	15
	児童数計	70

(出典：市教育委員会 平成 29 年 5 月 1 日)

⑫坂東市通学圏の特別支援学校の現状

本市の通学圏の主な特別支援学校は、境特別支援学校と下妻特別支援学校です。境特別支援学校では、小学部 25 名、中学部 19 名、高等部本科 45 名となっています。また、下妻市特別支援学校では、小学部 4 名、中学部 2 名、高等部本科 3 名となっています。

ア) 境特別支援学校

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
小学部	3	1	2	6	5	8	25
中学部	7	7	5				19
高等部本科	11	9	25				45
合計	21	17	32	6	5	8	89

(出典：境特別支援学校 平成 29 年 5 月 1 日)

イ) 下妻特別支援学校

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
小学部	0	0	1	0	1	2	4
中学部	0	2	0				2
高等部本科	1	1	1				3
合計	1	3	2	0	1	2	9

(出典：下妻特別支援学校 平成 29 年 5 月 1 日)

第4節 計画の基本的な考え方

(1)計画の基本理念

障害者基本法の第1条では、「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」という理念が掲げられています。この理念の下、国では障がい者施策の充実を図ってきました。

本市においても、「ノーマライゼーション」と「完全参加」を基本理念とし、障がいのある人もない人も、だれもが互いの人権や個性を尊重し支えあい、また、障がいのある人が地域の一員として地域で活躍できる社会の実現を目指し、障がい者施策を推進してきました。今後も、この理念を継承し、すべての市民の理解や協力を得ながら、障がいの有無等を問わず、「だれもが安心して笑顔で暮らせるまちづくり」を目指します。

【目指すべき将来像】

だれもが安心して笑顔で暮らせるまちづくり



【ノーマライゼーション】

ノーマライゼーションとは、障がいのある人もない人も区別されることなく、同じ条件で生活できる社会の実現を目指す考え方のことをいいます。

このような社会を実現するために、市民の意識改革を進めるとともに、ハード・ソフトの両面から、障がいのある人の生活環境の改善に向けた施策を進めていくことが必要です。

【完全参加】

完全参加とは、すべての障がいのある人がそれぞれ住んでいる地域において、地域社会に参加すること、また、その地域社会の発展やまちづくりに参加することをいいます。

そのため、すべての市民が、障がいの有無をこえて交流の輪を広げ、ともに地域の一員として協働しながら、地域社会を構築していくことが重要です。

(2)本計画の施策体系

本計画の施策体系は以下の通りです。

基本理念	障害者計画	
	施策の方向	具体的な取り組み内容
「ノーマライゼーション」・「完全参加」	施策の方向1. 障害福祉サービス等の充実	(1) 相談支援の充実 (2) 障害福祉サービス等の基盤整備 (3) 地域生活の支援 (4) 地域における障がい者福祉の推進 (5) 障害福祉サービス等の質の向上 第5期 障害福祉計画
	施策の方向2. 障がいのある子どもへの支援の充実	(1) 障害児相談支援の充実 (2) 障害児通所支援事業の充実 (3) 重症心身障害児等支援の充実 (3) 障がいのある子どもへの支援体制の整備 第1期 障害児福祉計画
	施策の方向3. 保健・医療の推進	(1) 精神保健・医療の適切な提供等 (2) 難病等に関する保健・医療施策の推進 (3) 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見 (4) 保健・医療の充実
	施策の方向4. ライフステージに合わせた自立支援の充実	(1) 障がいのある子どもの学びと成長環境の整備 (2) 雇用機会の拡大 (3) 福祉的就労の推進 (4) 就労を望む障がいのある人の能力向上 (5) 就労の定着支援 (6) 障がいのある人やその家族の経済的負担の軽減
	施策の方向5. 安全安心な生活環境の整備	(1) 障がいのある人が暮らしやすい生活環境の整備 (2) 移動しやすい環境の整備 (3) 防災対策の推進 (4) 防犯対策の推進
	施策の方向6. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	(1) 文化芸術活動の充実に向けた環境の整備 (2) スポーツ・レクリエーションに親しめる環境の整備 (3) 人材の確保
	施策の方向7. 障がいのある人への理解と配慮	(1) 権利の擁護・差別解消の推進 (2) 虐待の防止 (3) 行政における配慮の推進 (4) 障がいのある人に配慮した情報発信と意思疎通支援の推進

第2章

障害者計画

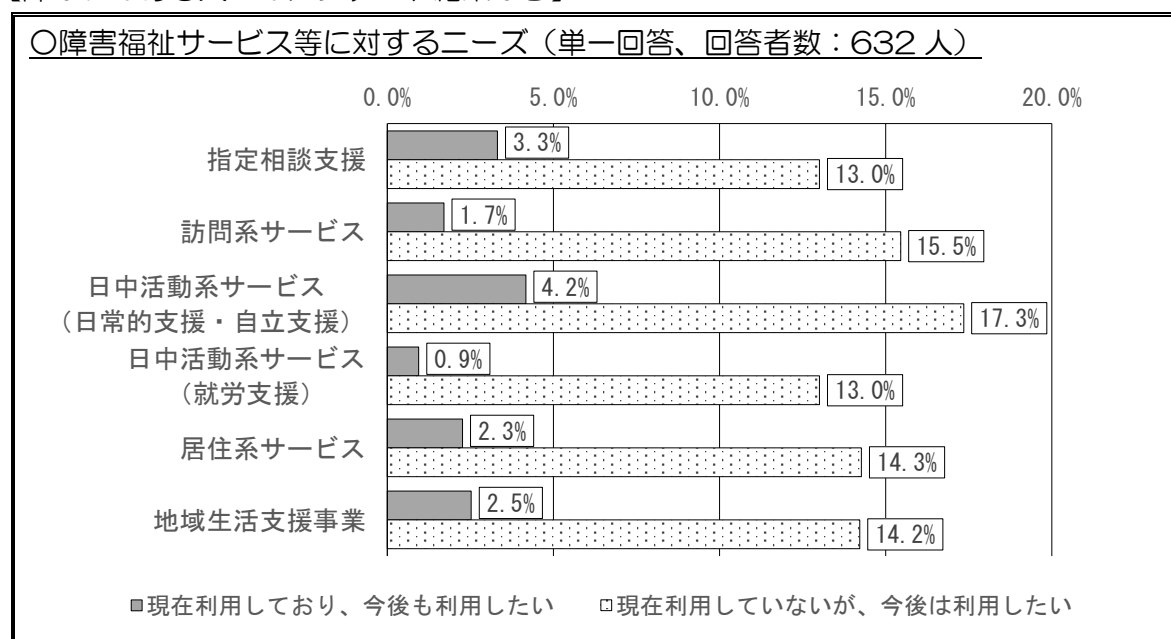
施策の方向 1. 障害福祉サービス等の充実

【基本的な考え方】

これまで障がいのある人のための様々な制度改正が行われてきましたが、本市においては、市内の障害福祉サービスの提供事業者をはじめとする関係機関との協力のもと、各種障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供・充実に努めてまいりました。今後は、各障害福祉サービス等の利用ニーズが増加すると見込まれることから、必要なサービスの提供体制を確保していくことが必要です。

また、障害福祉サービス事業所においては、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化等により、障害福祉サービス等の利用に対する個々人のニーズが多様化してきており、こうしたニーズに対応できる人材の育成・確保を図っていく必要があります。

【障がいのある人へのアンケート結果から】



【障害福祉サービス提供事業者・市民団体へのヒアリング結果から】

○障害福祉サービスの提供上の課題

- ・体力の衰えが著しく、食事や入浴、排泄の介助が困難になってきている。
- ・医療支援のニーズ（日々の通院、疾病による入院頻度）が増加している。
- ・利用者個々人の障がいや特性に応じたサービスの提供が困難になってきている。
- ・これらの課題に対応できる人材の確保が困難になってきている。ハローワーク等で募集をかけても人材が集まらない。

【具体的な取り組み内容】

（１）相談支援の充実

- 障がいに合わせて総合的な相談支援を提供する体制の整備を推進し、障がいのある人の身近な地域で相談支援を受けられる体制を構築します。
- 地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置を検討します。
- 相談支援サービスの利用を促進し、障がいのある人のニーズに合った障害福祉サービス等の利用計画の策定を支援します。
- 坂東市地域自立支援協議会を活用し、地域の実情に応じた相談体制整備に関する協議の活性化を図ります。

（２）障害福祉サービス等の基盤整備

- 障がいのある人のニーズに合わせ、訪問系、日中活動系、居住系等の各種障害福祉サービスの適切な提供を促進します。
- 入院中の障がいのある人の地域への移行を図るため、既存のサービスの提供と併せて、新たなサービスである自立生活援助の導入を検討します。

（３）地域生活の支援

- 本市で実施する地域活動支援センター事業、日中一時支援事業、相談支援事業等の地域生活支援の充実を図り、障がいのある人が地域の中で充実した生活を送れるよう支援します。

（４）地域における障がい者福祉の推進

- 障がいのある人の高齢化や障がいの重度化、親亡き後の支援の充実を図るため、地域生活支援拠点等の整備について検討します。
- 精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めます。
- グループホームの整備を促進し、地域で生活する障がいのある人の生活拠点の確保を図ります。

（５）障害福祉サービス等の質の向上

- 障害福祉サービス等に関する情報提供を推進し、障害福祉サービス等の利用者のニーズに応じた良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ります。
- 各種障害福祉サービス等に関する専門的な技術や知識を有する人材の育成・確保を推進し、サービス等の円滑な提供を図ります。

施策の方向 2. 障がいのある子どもへの支援の充実

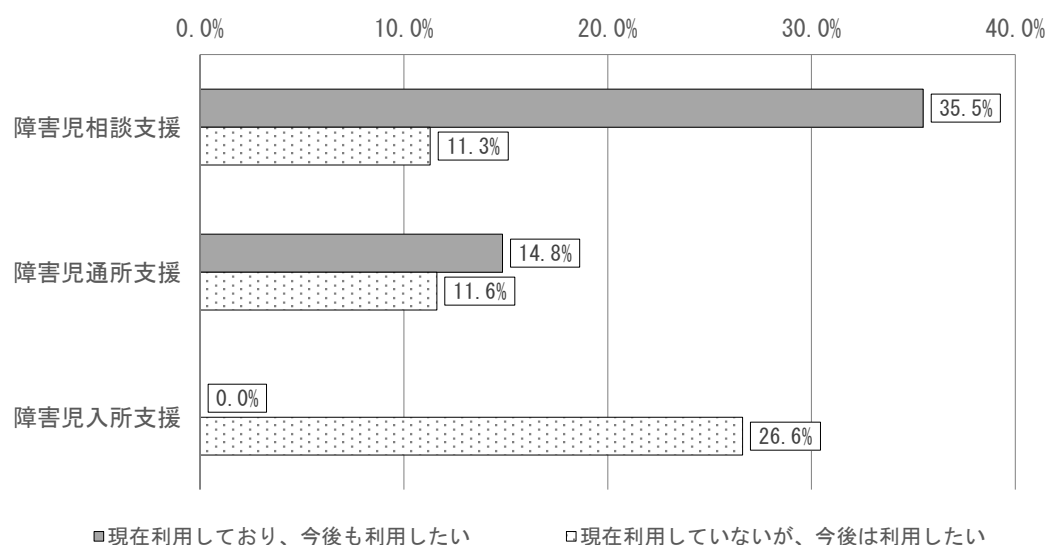
【基本的な考え方】

本市ではこれまで障がいのある子どもへの適切な保育・育成を提供するために、保育士等への研修、小中学校への専門教員の基準配置の実施、就学中の相談支援体制の充実に努めてきました。また、国では、医療的なケアを要する児童に対する支援について法で明文化する等、障がいのある子どもへの支援の強化を図っており、本市においても国の方針と協調し、障がいのある子どもへの支援を進めていきます。

さらに、障がいのある子どもに加え、その家族についても、子どもの成長に合わせて身近な場所で障がいや療育に関する相談や情報提供を行う等、地域で安心して子どもを育てられる環境の整備が必要です。

【障がいのある人へのアンケート結果から】

○障害児福祉サービスに対するニーズ（単一回答、回答者数：62）



【障害福祉サービス提供事業者・市民団体へのヒアリング結果から】

○障がいのある子どもへの支援について

- ・年代ごとに求めるニーズは異なるので、細かくヒアリングを行い、ニーズを把握していくことが重要ではないか。
- ・節目となる年（入園・入学・進学・就労等）に相談できる人が必要。

【具体的な取り組み内容】

(1) 障害児相談支援の充実

- 障がいのある子どもやその家族が、乳幼児期から学校卒業まで一貫して、地域の身近な場所で支援を受けられる体制を構築し、様々な情報提供や相談等の支援を行います。
- 障がいのある子どもやその家族のニーズに合わせた通所サービスの利用計画の作成や、支給決定後のサービス事業者等との連絡調整等の支援を行います。

(2) 障害児通所支援事業の充実

- 障がいのある子どものニーズに合わせ、児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス等の各種サービスの提供を図ります。
- 坂東市こども発達センター「つくし」（児童発達支援）、「にじ」（放課後等デイサービス等）により、身近な地域での支援の充実を図ります。
- インクルージョン※5を推進するため、保育所等訪問支援の充実を図ります。

(3) 重症心身障害児等支援の充実

- 在宅で生活する重症心身障害児や医療的ケアが必要な障がいのある子どもについて、地域で必要な支援が受けられるよう各種サービス等の充実や、保健・医療・福祉等の関係機関の連携促進に努めます。
- 障がいの重度化・重複化や多様化を踏まえ、児童発達支援センター等の専門的機能の強化を図ります。また、児童発達支援センター等を地域における中核的支援施設と位置付け、地域や障がいのある子どもの多様なニーズに対応する療育機関としての役割を担うための体制整備を推進します。

(4) 障がいのある子どもへの支援体制の整備

- 医療・保健・福祉分野等における関係機関との連携により、早期から教育相談や支援体制の充実を図ることで、発達障がい等の早期発見と適切な支援を行います。
- 保護者をはじめ、医療・保健・福祉・労働等との連携により、障がいのある子どもに対する就学前から卒業後まで切れ目ない指導や支援を行います。
- 各種障害福祉サービス等に関する専門的な技術や知識を有する人材の育成・確保を推進し、サービス等の円滑な提供を図ります。

【用語解説】

※5 インクルージョン

「包含、包み込む」ことを意味する言葉。教育や福祉の領域においては、「障がいがあっても孤立することなく同じ社会の構成員として包み支えあう」という考え方のこと。

施策の方向 3. 保健・医療の推進

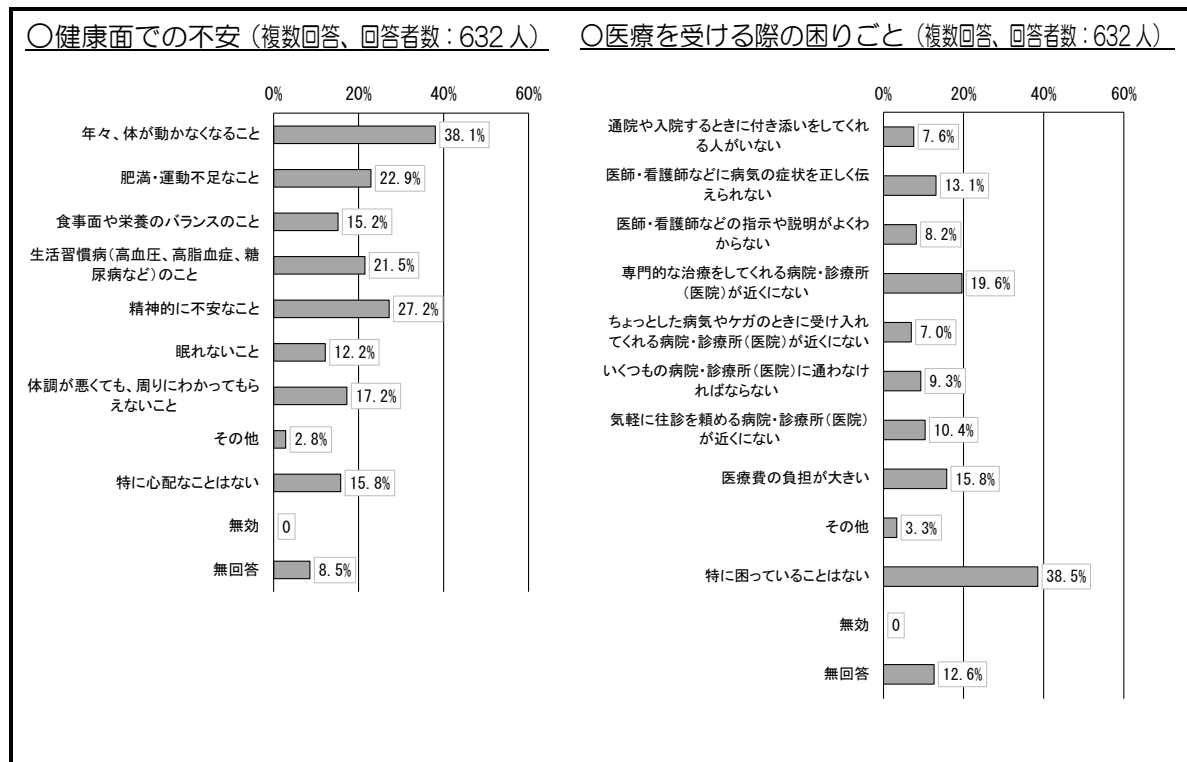
【基本的な考え方】

障がいのある人が地域で健康に暮らしていくためには、障がいのある人に合わせた適切な保健・医療を提供していくことが重要です。

本市では現在、乳幼児健康診査による疾病の早期発見・予防や定期的な歯科検診による健康の増進を図っています。今後は、専門人材の確保や関係機関との連携強化等、地域における保健・医療の提供体制を充実させていく必要があります。

また、保健・医療費の負担が大きいと感じる人も一定程度いることから、各種手当等の支給により保健・医療費の軽減を図っていくことが重要です。

【障がいのある人へのアンケート結果から】



【具体的な取り組み内容】

(1) 精神保健・医療の適切な提供等

- 精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めます。
- 地域における精神障がい者への適切な医療提供体制の確立や、相談機能の充実等により、入院中の精神障がい者の社会的入院の解消と地域への移行を促進します。
- 地域移行支援や地域定着支援等の適切な提供により、精神障がい者の地域への円滑な移行・定着を促進します。
- 精神障がい者の地域移行の取り組みを担う精神科医、看護職員、精神保健福祉士、公認心理師等との連携体制の構築等を図ります。

(2) 難病等に関する保健・医療施策の推進

- 茨城県難病相談支援センター等と連携し、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援や地域交流活動の促進等を行います。
- 高次脳機能障がい※6（児）者への支援を行う相談支援コーディネーターの地域の支援拠点への配置を検討し、ライフステージに応じた専門的な相談支援の充実を図ります。
- 難病患者に対する難病患者福祉手当の支給により、難病患者やその家族の経済的な負担を軽減します。

(3) 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見

- 乳幼児健康診査の受診率向上や健診内容の充実により、乳幼児の発育・発達の確認及び疾病等の早期発見に努めます。
- 療育に知見と経験を有する医療・福祉の専門職の確保を図り、障がいのある子どもへの早期療育を促進します。

(4) 保健・医療の充実

- 地域において健康相談等を行う保健センター等の職員の資質の向上を図るとともに、地域の保健・医療・福祉事業従事者間の連携を図ります。
- 定期的な歯科検診や歯科健康教育の実施により、口腔の健康の保持・増進を促進します。
- 自立支援医療等の助成制度の周知及び利用促進を図り、障がいのある人の医療費の負担を軽減します。

【用語解説】

※6 高次脳機能障がい	外傷性脳損傷、脳血管障がい等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい等のこと。
-------------	---

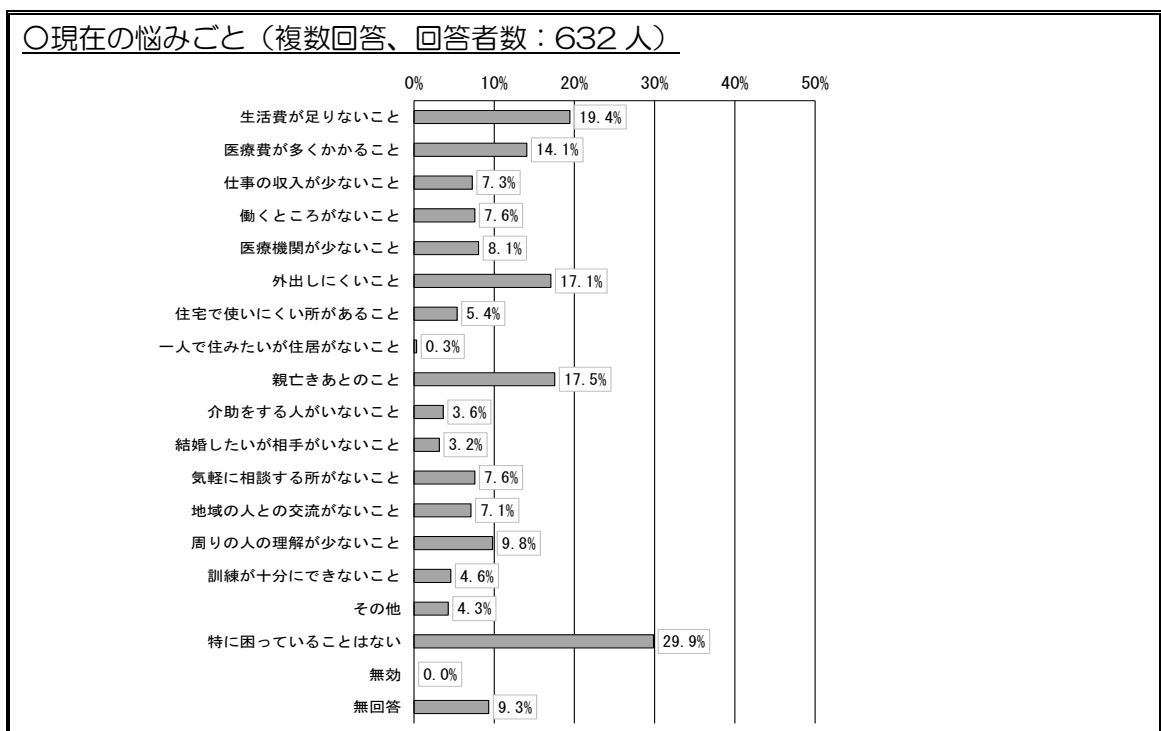
施策の方向 4. ライフステージに合わせた自立支援の充実

【基本的な考え方】

障がいのある人が地域で自立した生活をしていくためには、就学時や進学時、就労時、就労後等の各ライフステージにおいて、適切な成長環境や支援を提供していく必要があります。また、「親亡き後」を見据えて、障がいのある人の経済的な自立を促進していくことも必要です。就業に当たっては、民間企業に対して障がいや障がいのある人への理解促進を図り、一般就労を望む障がいのある人の働く場所を確保するとともに、一般就労には結びつかない場合でも、生きがいを持って働くことができるよう、今後も福祉的就労の場を充実させていくことが重要です。

加えて、障がいのある人やその家族の経済的な負担を軽減していくために、各種手当等の制度の周知等により、確実な支給を推進していきます。

【障がいのある人へのアンケート結果から】



【障害福祉サービス提供事業者・市民団体へのヒアリング結果から】

○障がいのある人に対する企業の理解について

- ・障がいのある人を受け入れる企業、受け入れることができる企業が減ってきている。
- ・障がいのある人の能力や性格を認め、それぞれにあった働き方の提供や仕事の割り当て、評価をする必要がある。
- ・障がい者雇用に活用できる支援制度や、必要な配慮等について理解が進んでいない。
- ・障がいのある人の個々の能力に応じた賃金の支払いがなされていない事例がある。

【具体的な取り組み内容】

(1) 障がいのある子どもの学びと成長環境の整備

- 障がいのある子どもと障がいのない子どもが、ともに教育を受けられるための教育的支援を行います。
- 子どもの障がいの状態や教育的ニーズに応じて、特別支援学級での支援や通常学級での支援等、柔軟な学びの場の充実を図ります。
- 特別な支援を必要とする子ども一人一人の状況を踏まえ、自立と社会参加ができるよう支援体制の充実を図ります。
- 障がいのある子どもが安心して学べるよう、学校施設のバリアフリー化等の基礎的な環境の整備を図ります。

(2) 雇用機会の拡大

- ハローワークを始めとする地域の関係機関との密接な連携により、職場実習の推進や、雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を実施し、教育機関、医療・福祉施設等からの就労を促進します。
- 民間企業に対して障がいのある人の雇用に対する理解と認識を深めるための啓発活動を推進します。また、商工会等との連携により、障がいのある人の雇用促進のための各種助成金制度の周知広報に努め、制度の活用を促進します。
- 在宅勤務支援の相談窓口の設置や、フレックスタイム制の導入の出前講座の開催等により、働き方に関する事業者の理解促進を図り、障がいのある人が様々な働き方を選択できる環境整備を促進します。

(3) 福祉的就労の推進

- 将来就労を希望する障がいのある人や、一般就労が難しい障がいのある人に対し、就労機会や就労訓練の機会を提供する等、福祉的就労の場の確保に努めます。
- 作業所等において障がいのある人が制作した製品（授産製品）の販売機会の充実等により、企業等からの受注や販路拡大を促進します。
- 障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を図ります。

(4) 就労を望む障がいのある人の能力向上

- ポリテクセンター茨城^{※7}における職業訓練に関する情報提供を推進するとともに、茨城県が民間訓練機関等に委託して行う離職者等訓練の利用を促進し、障がいのある人の態様に応じた多様な能力向上機会の提供を図ります。

(5) 就労の定着支援

- 就労している障がいのある人への相談支援等の充実や就労定着支援の導入により、職場への定着を促進します。
- 障害者職業カウンセラー養成講習等の研修等の受講を促進し、職業リハビリテーションに従事する専門職員の確保を図ります。
- 茨城障害職業センターとの連携により、就労した障がいのある人への支援を充実させることで、障がいのある人の職場への適応と定着を促進します。

(6) 障がいのある人やその家族の経済的負担の軽減

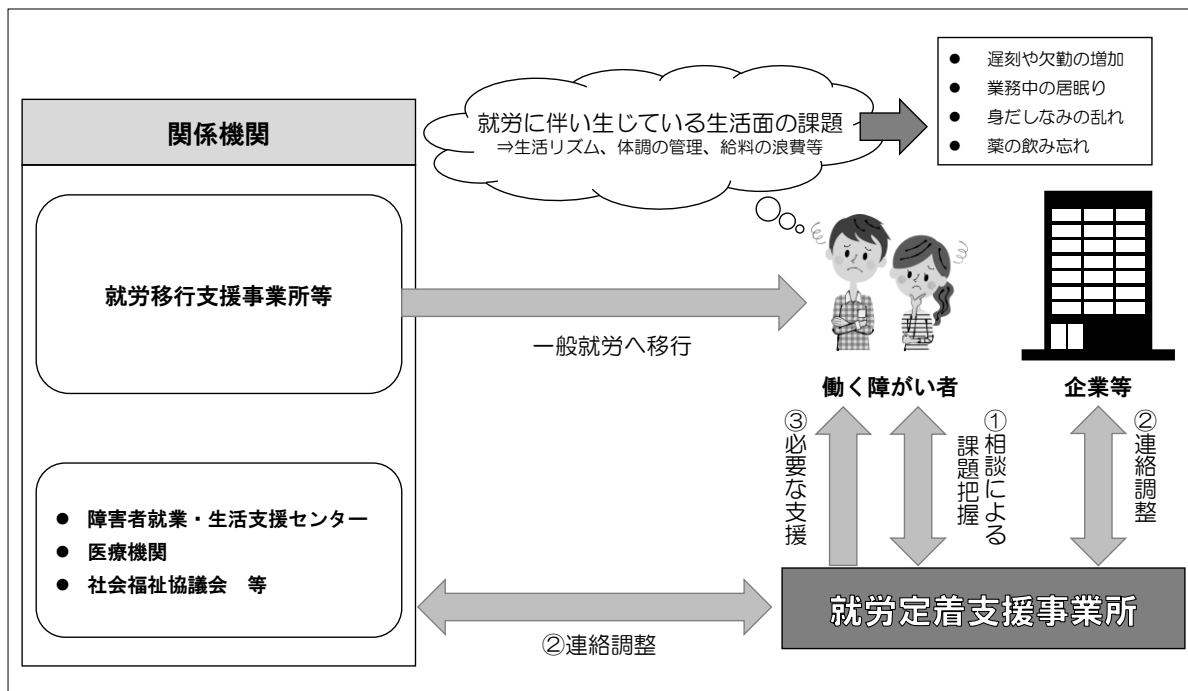
- 年金や諸手当や支給、各種税制上の優遇措置の運用により、障がいのある人の経済的な自立を支援します。
- 障害年金制度の周知により、受給資格を有する障がいのある人の障害年金の確実な受給を促進します。
- 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、在宅障害児福祉手当の支給と重度心身障がい者医療福祉費等により、障がいのある子どもの家族の経済的な負担の軽減を図ります。

【用語解説】

※7 ポリテクセンター茨城

高齢者の雇用の確保、障がい者の職業的自立の推進、求職者その他労働者の職業能力の開発・向上を目的として、高齢者、障がい者、求職者、事業主等の方々に対して総合的な支援を行う。茨城県常総市に立地。

【参考：就労定着のための支援イメージ】



出展：厚生労働省ホームページより作成

施策の方向 5. 安全安心な生活環境の整備

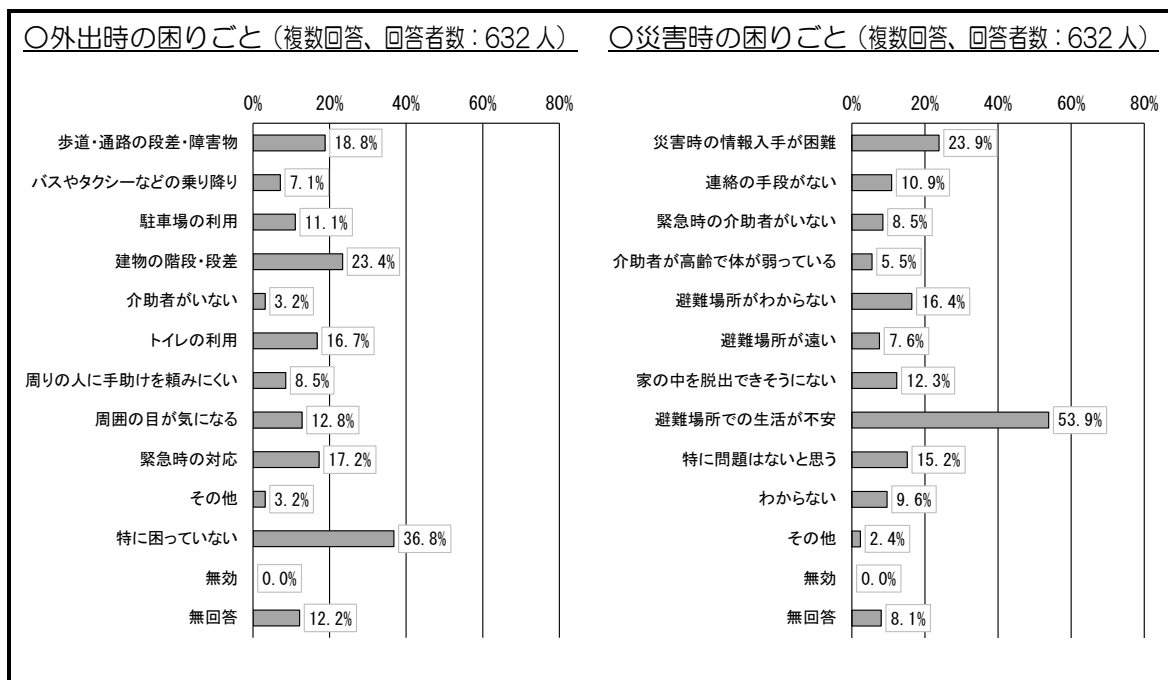
【基本的な考え方】

障がいのある人もない人も安心して快適な生活を送るためには、市内の様々な施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化※⁸が必要です。また、障がいのある人の高齢化等に伴い、自家用車で外出が困難になっていくことが予想されるため、公共交通機関等の移動手段を確保していくことが重要です。

災害発生時には、災害の発生直後から避難所等において障がいの特性に合わせた支援を提供できる体制を整備しておく必要があります。

また、障がいのある人の生命にかかわる事件や悪質商法等による消費者被害から守るために、関係機関の連携体制を構築しておくことが重要です。

【障がいのある人へのアンケート結果から】



【障害福祉サービス提供事業者・市民団体へのヒアリング結果から】

○交通手段の充実について

- ・コミュニティバス等の公共交通機関が少ない。
- ・歩行者と自転車及安全に利用できる道路環境の整備が必要。

○災害発生時の不安について

- ・避難訓練等は実施しているが、災害時に避難行動をとれない可能性がある。
- ・避難所等でも相談に乗れる障がい福祉の専門家がいないと家族も不安になる。

○防犯上の課題について

- ・不審者に完璧に対応することは困難。特に夜間の不審者への対応に課題がある。

【具体的な取り組み内容】

（１）障がいのある人が暮らしやすい生活環境の整備

- 市内の各種施設や歩道のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を推進し、障がいのある人もない人も、だれもが快適に暮らせる環境づくりを推進します。
- 福祉・医療施設等の立地促進に関する支援策等を踏まえつつ、市内に必要な都市基盤の整備を推進します。

（２）移動しやすい環境の整備

- 坂東市コミュニティバス「坂東号」や坂東市デマンドタクシー「らくらく」等の地域公共交通のほか、周辺の市町や鉄道駅等を結ぶ広域的な交通ネットワークの整備を推進し、自由な移動手段を持たない障がいのある人の日常の「足」を確保します。

（３）防災対策の推進

- 防災担当や福祉関係機関等と連携し、障がいのある人をはじめとする要配慮者の避難時等における支援体制の整備を推進します。
- 福祉事業所等へのハザードマップの配布等により、平時からの防災意識の向上を促進します。
- 災害発生時には避難行動要支援者名簿等を活用し、障がいのある人の避難や安否の確認を行います。
- 避難所等における専門家チームによる保健・医療・福祉サービスの提供や、保健・医療・福祉相談窓口の開設による総合的な相談業務を行います。

（４）防犯対策の推進

- 警察と地域の障がい者団体・福祉施設・行政等との連携を促進し、犯罪被害の防止と早期発見に努めます。
- 消費生活センターを中心とした消費者相談の実施や情報提供、消費生活トラブルに関する啓発活動を推進します。

【用語解説】

※８ ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

施策の方向 6. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

【基本的な考え方】

文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動は、障がいのある人の社会参加や地域での交流を促進し、生きがいのある豊かな生活を送るために重要なものです。本市では、市内の各種障がい者団体等において積極的な取り組みが行われています。

また、障がいのある人を対象としたボーリング大会等が開催されており、毎年秋の「将門マラソン」にも、障がいのある人が多数参加しています。

さらに、茨城県主催のスポーツ大会等へ参加者の派遣も行っています。今後は、障がいのある人のニーズを把握し、多様な活動の場の充実を図っていくことが重要です。

【障害福祉サービス提供事業者・市民団体へのヒアリング結果から】

- ・事業所を利用している障がいのある人は、事業所主催のイベントへの参加機会が多数あるが、地域の障がいのある人が参加できるイベントがあるとよい。
- ・障がい者向けのスポーツ大会が市内には少ない。
- ・スポーツ以外にも、誰でも参加しやすい機会が必要（ダンスサークル等）。
- ・地域の障がいのある人があまり外に出てきていないように感じるため、外に出てくるきっかけがもっと必要。

【具体的な取り組み内容】

（１）文化芸術活動の充実に向けた環境の整備

- 障がいのある人の自主的な活動や社会参加に対するニーズを把握し、地域活動への参加を促進します。
- 各種生涯学習講座・教室等の開催により、障がいのある人とない人が地域でともに学ぶ機会を拡充します。
- 障がいのある人の文化芸術活動に対する支援等により、障がいのある人が地域で活躍できる環境づくりを進めます。

（２）スポーツ・レクリエーションに親しめる環境の整備

- スポーツ・レクリエーション活動に係る公共施設のバリアフリー化等により、障がいのある人が地域で利用しやすい施設・設備の整備を推進します。
- 市で開催している各種スポーツ・レクリエーション活動に関する情報発信を積極的に行い、より多くの障がいのある人の参加を促進します。
- 障がい者スポーツに関する情報提供を推進するとともに、障がいのある人もない人もともに楽しむことのできる「ユニバーサルスポーツ※⁹」の普及に努めます。

（３）人材の確保

- スポーツ・レクリエーション活動や文化活動、学習活動等の指導が行える地域の人をボランティアとして活用し、障がいのある人の多様な活動を促進します。

【用語解説】

※⁹ ユニバーサルスポーツ

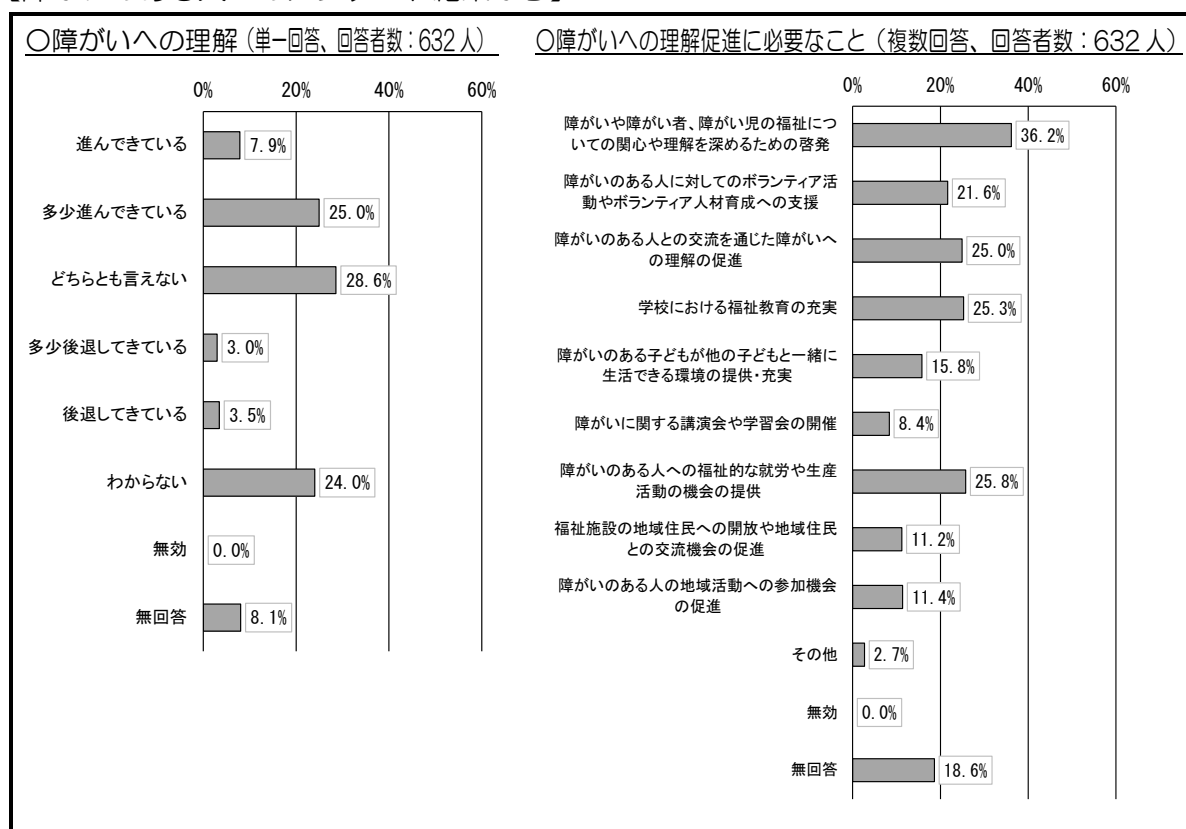
障がいの有無や年齢を問わず、だれもが一緒に参加し、活動できるスポーツのこと。スポーツが得意な人も得意ではない人も一緒にできる、レクリエーションやコミュニケーションを目的としたものも含む。

施策の方向 7. 障がいのある人への理解と配慮

【基本的な考え方】

障がいのある人も個性を持った一人の人間として尊重されなければなりません。本市においては、障がいのある人に対する理解が徐々に広まりつつあるところですが、障がいのある人に対する差別や虐待等をなくしていくためには、継続的な障がいや障がいのある人に関する正しい知識の普及や、人権に関する啓発活動を進めていく必要があります。

【障がいのある人へのアンケート結果から】



【障害福祉サービス提供事業者・市民団体へのヒアリング結果から】

○障がいや障がいのある人への理解について

- ・小さいころから障がいのある子どもそうでない子どもと一緒に育つ環境づくりが重要。
- ・障がいのある人に対する差別や偏見等はかなり減ってきている。各メディアで障がいを取り上げられることもあり、理解が広まりつつある。

【具体的な取り組み内容】

（１）権利の擁護・差別解消の推進

- 広報紙や人権啓発キャンペーン等において、障がいを経由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障がいのある人に対する必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）に関する積極的な広報・啓発活動を行います。
- 成年後見制度の周知や、権利擁護に関する相談、支援の充実を図るとともに、市民を含めた後見人（市民後見人）も後見等の業務を行えるよう、研修の実施や組織体制の整備について取り組みます。

（２）虐待の防止

- 坂東市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会や、坂東市要保護児童対策地域協議会等の既存組織のネットワークのさらなる充実により、虐待の防止や早期発見を図ります。
- 虐待情報を受けた場合には、地域包括支援センター等の関係機関において迅速に対応します。

（３）行政における配慮の推進

- 行政機関の職員等に対して障がいの特性や求められる配慮等に関する研修を実施し、障がいのある人に関する理解の促進や窓口等における障がいのある人への配慮の徹底を図ります。
- 障がいのある人の利用に配慮した投票設備の設置等により、障がいのある人の投票環境の整備を推進します。

（４）障がいのある人に配慮した情報発信と意思疎通支援の推進

- 「広報ばんどう」や市ホームページ、パンフレット等の広報媒体を十分に活用し、障がいのある人にもわかりやすい情報提供を進めます。市ホームページについては、ユニバーサルデザイン化を推進し、障がいのある人でも利用しやすいホームページへの見直しを行います。
- 意思疎通に支援が必要な障がいのある人に対する手話通訳者・要約筆記者の派遣、点訳・音声訳等を行うとともに、意思疎通支援を行う人材の育成を推進します。



第3章

第 5 期障害福祉計画

第1節 障害福祉計画の概要

障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づく市町村障害福祉計画であり、指定障害福祉サービス、指定相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を具体的に定めるものです。障害者総合支援法に基づく福祉サービスは、地域生活への移行及び定着を目的とした「地域相談支援」、個々の障がいのある人の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえて支給決定が行われる「障害福祉サービス」、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

平成 28 年度の法改正により、障害福祉サービスにおいては「就労定着支援」と「自立生活援助」が新設されました。

障害者総合支援法に基づく福祉サービス	計画相談支援		計画相談支援
	地域相談支援		地域移行支援 地域定着支援
	障害福祉サービス	訪問系サービス	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援
			療養介護 生活介護 短期入所
		日中活動系サービス	自立訓練
			機能訓練 生活訓練
			就労移行支援 就労継続支援
		就労支援	A型 B型
			就労定着支援（新設）
		居住系サービス	施設入所支援 共同生活援助 自立生活援助（新設）
			相談支援事業 成年後見制度利用支援事業 意思疎通支援事業 手話奉仕員養成研修事業 日常生活用具給付等事業 移動支援事業 地域活動支援センター機能強化事業
		必須事業	日常生活支援
			日中一時支援 訪問入浴サービス
			自動車運転免許取得・改造費補助事業
	地域生活支援事業	任意事業	

第2節 平成32年度に向けた成果目標

国は、基本指針において、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、障害福祉計画の推進にあたっての目標（以下、「成果目標」という。）の設定と、成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等の量を見込むことが適当としています。

本市においては、この指針及び本市の実情を踏まえ、成果目標を以下のように定めます。

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がいのある人（以下、「施設入所者」という。）のうち、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人の数を見込み、平成32年度末の成果目標を設定します。

本市においては、国の指針に準拠して成果目標を設定し、障がいのある人の状況と意向、地域の受入体制等を踏まえ、関係機関と連携して達成を目指していきます。

【国の指針】

- ①平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行
- ②平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減

	項目	数	割合	備考
	平成28年度末の施設入所者数（A）	87人		目標設定の基準値
①	<目標> 福祉施設から地域生活への移行者数（B）	8人	Aの9.2%	$(A+E)-C$
②	<目標> 平成32年度末の施設入所者数（C）	85人	2.3%削減	Aの2%以上
	施設入所者削減数（D）	2人		A-C
	新規施設入所者数（E）	6人		B-C

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を実現するため、国では、圏域ごと及び市町村ごとに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することが望ましいとしています。

本市においては、既に「坂東市地域自立支援協議会」が設置されており、この協議会の実施・継続及び充実により、地域の精神保健医療福祉の一体的な推進を図っていきます。

【国の指針】

- ・平成 32 年度末までに、全ての圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場（協議会やその専門部会等）を設置（都道府県が実施）
- ・平成 32 年度末までに、全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場（協議会やその専門部会等）を設置（市町村が実施）

項目
＜目標＞ 坂東市地域自立支援協議会の実施・継続と内容の充実

(3)地域生活支援拠点の整備

国では、地域生活支援の機能を強化するため、各地域内のグループホームや障害者支援施設へ、①相談、②体験の提供、③緊急時の受入れ・対応、④専門的人材の確保・育成、⑤地域の体制づくり等の機能を集約した拠点（地域生活支援拠点）の整備を推進しています。

本市においても、今後、市内外の事業者や関係機関と連携して、市内、あるいは圏域での拠点整備を目指していきます。

【国の指針】

- ・平成 32 年度末までに、各市町村又は各圏域に地域生活支援拠点等を少なくとも一つ整備

項目	数
＜目標＞ 地域生活支援拠点等の整備	1 箇所（市内又は圏域内）

(4)福祉施設から一般就労施設等への移行等

国では、就労支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）から一般就労への移行を促進しています。しかし、その一方で移行後の定着が課題となっていることから、新たなサービスとして「就労定着支援」を創設しました。

本市においても、事業者や関係機関と協力して、就労移行支援事業等の強化と就労定着支援の提供を目指していきます。

【国の指針】

- ①福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて平成 32 年度中に一般就労に移行する人の数を平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上
- ②平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数が、平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加
- ③就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上
- ④就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上

	項目	数	割合	備考
①	平成 28 年度中の一般就労への移行数（A）	0 人		目標設定の基準値
	＜目標＞ 平成 32 年度中の一般就労への移行数	1 人	-	
②	平成 28 年度末の就労移行支援利用者数（B）	21 人		
	＜目標＞ 平成 32 年度末の就労移行支援の利用者数	26 人	123.8% に増加	B の 20%以上
③	就労移行支援事業所数	2 か所		
	＜目標＞ 就労移行率 3 割以上の事業所数	1 か所	50%	
④	＜目標＞ 就労定着支援開始から 1 年時点の職場定着率	-	80%以上	新設事業であり 基準無

第3節 障がい福祉サービス等の事業内容、量の見込みと確保の方策

(1) 指定相談支援

① 事業内容

相談支援は、障がいのある人や保護者等からの相談に対応するサービスで、総合的な相談支援、サービス等利用計画の作成支援、施設入所者等の地域移行支援等を行います。

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人が障害福祉サービスを利用する前のサービス等利用計画案の作成や、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
地域移行支援	施設入所者や入院患者等を対象に、住居の確保やその他の地域における生活に移行するための支援を行います。
地域定着支援	一人暮らしの人等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

② 量の見込み

本市ではすでに 4 事業所において計画相談支援を実施しています。地域移行支援や地域定着支援については、障がいのある人が地域での生活を送るために重要な役割を担うものであり、利用者の増加を見込みます。

事業名	単位	実績			見込み		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
計画相談支援	事業所数（箇所）	4	4	4	4	4	5
地域移行支援	利用者数（人）	0	0	0	2	2	2
地域定着支援	利用者数（人）	0	0	0	2	2	2

（1 年間当たり）

③ 確保の方策

事業所や関係機関との連携によりサービスの周知を行うとともに、サービス提供体制の強化を図ります。

(2)訪問系サービス

①事業内容

訪問系サービスは、障がいのある人の居宅での生活を支えるサービスで、在宅時の介護や外出時の移動の援護等を行います。

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルパー)	居宅で入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事の援助を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助や外出時の移動の補助等を行います。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、外出時に情報の提供や移動の補助等を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動時の介助や外出時の移動の補助等を行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護が必要な人の中でも、介護が必要な程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。

②量の見込み

障がいのある人、介護する家族の高齢化が見込まれることから、今後は各サービスの利用者の増加を見込みます。

事業名	単位	実績			見込み		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
居宅介護	利用者数（人）	23	24	23	24	25	25
	延利用時間（時間）	390	429	443	442	450	454
重度訪問介護	利用者数（人）	0	0	0	0	1	1
	延利用時間（時間）	0	0	0	0	10	10
行動援護	利用者数（人）	1	1	1	2	2	3
	延利用時間（時間）	2	5	8	10	14	18
同行援護	利用者数（人）	1	0	0	1	1	1
	延利用時間（時間）	4	0	0	10	10	10
重度障害者等 包括支援	利用者数（人）	0	0	0	0	1	1
	延利用時間（時間）	0	0	0	0	5	5

（1 カ月当たり）

③確保の方策

障がい種別に関わりなくサービスが提供できるよう、人材の確保・育成、サービス事業者への的確な情報提供等に努めていきます。

(3)日中活動系サービス(日常的支援・自立支援)

①事業内容

日中活動系サービス(日常的支援・自立訓練)は、施設に通う障がいのある人の生活を支援するサービスで、日常生活の介護や自立生活に向けた訓練等を行います。

サービス名	内容
療養介護	医療の必要な障がいのある人で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動等の機会を提供します。
短期入所	家で介護を行う人が病気等の場合、短期間、施設へ入所できます。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能向上のために必要な訓練等を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者・精神障がい者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

②量の見込み

近年の利用は横ばいか微減で推移していますが、日常生活の維持・向上や地域生活への移行希望等のニーズを勘案し、今後は利用者の増加を見込みます。

事業名	単位	実績			見込み		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
療養介護	利用者数(人)	4	4	4	5	6	7
	延利用時間(時間)	125	122	122	125	150	175
生活介護	利用者数(人)	126	130	137	139	142	144
	延利用時間(時間)	2,644	2,701	2,881	2,970	3,018	3,062
短期入所	利用者数(人)	11	11	11	12	14	17
	延利用時間(時間)	70	72	58	72	84	102
自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人)	2	1	0	2	2	2
	延利用時間(時間)	13	5	0	29	29	29
自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人)	4	7	6	5	6	7
	延利用時間(時間)	78	112	105	93	111	130

(1 カ月当たり)

③確保の方策

障がいのある人の状態や希望に合わせたサービスが提供できるよう、ニーズを把握していくとともに、事業者と協力して必要な量の確保に努めます。

(4)日中活動系サービス(就労支援)

①事業内容

日中活動系サービス(就労支援)は、福祉事業所での継続した就労を目的とするサービスと、一般企業等への就労を目的としたサービスがあります。一般企業等への就労の際の定着が課題となっていることから、新たに「就労定着支援」が加わります。

サービス名	内容
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	通常の事業所で雇用されることが困難な障がいのある人を雇用し、生産活動等を通じて、その知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	雇用には至らないが、雇用に向け、より実践的な訓練を必要とする人や再度雇用の場に戻ることを希望する人に対し就労機会を提供するとともに、その知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援 (新設)	就職した障がいのある人に、就労が続くよう生活面での課題を解決するため、事業所や家族との連絡調整や支援を行います。

②量の見込み

一般企業等への就労を推進していくにあたり、就労移行支援、就労継続支援ともに利用者の増加を見込みます。就労定着支援については、市内の事業者と協力し同サービスの提供を図り、一定の利用を見込みます。

事業名	単位	実績			見込み		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
就労移行支援	利用者数(人)	25	21	17	20	23	26
	延利用時間(時間)	443	366	338	380	437	494
就労継続支援 (A型)	利用者数(人)	16	15	17	20	22	24
	延利用時間(時間)	288	278	341	378	421	463
就労継続支援 (B型)	利用者数(人)	50	58	59	65	70	75
	延利用時間(時間)	917	1,066	1,100	1,228	1,310	1,392
就労定着支援 (新設)	利用者数(人)				0	1	1

(1 カ月当たり)

③確保の方策

就労移行に関する支援については、地元の一般企業やハローワーク等との連携により就労機会の拡大と、必要な訓練を提供する体制を整備していきます。就労定着支援については、市内事業者と連携し、サービス提供体制を確保していきます。

(5)居住系サービス

①事業内容

居住支援サービスは、施設やグループホーム等で暮らす障がいのある人の日常生活を支援するサービスです。新たに、施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人を支援する「自立生活援助」が加わります。

サービス名	内容
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護等をします。
共同生活援助	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。
自立生活援助 (新設)	施設に入所していた障がいのある人が、一人暮らしを始めた際に、定期的に訪問し、助言や連絡調整を行います。

②量の見込み

障がいのある人、介護する家族等の高齢化が見込まれることから、施設の利用ニーズは高まることが予想され、施設入所支援の利用者は増加すると見込みます。また、共同生活援助についても利用者の増加を見込みます。自立生活援助については、市内の事業者と協力し同サービスの提供を図り、一定の利用を見込みます。

事業名	単位	実績			見込み		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
施設入所支援	利用者数（人）	45	45	45	52	56	60
共同生活援助	利用者数（人）	93	90	89	97	99	100
自立生活援助 (新設)	利用者数（人）				0	1	1

(1 カ月当たり)

③確保の方策

施設入所支援や共同生活援助については、福祉事業者や医療機関との連携により、受け入れ体制の整備を図っていきます。また、自立生活援助については、福祉事業者への情報提供により、実施事業者の確保を図ります。

(6)地域生活支援事業(必須事業)

①事業内容

地域生活支援事業は、在宅における自立した生活を支援するサービスです。本市では7つの事業を実施していきます。

サービス名	内容
相談支援事業	障がいのある人や保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。
成年後見人制度利用支援事業	知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分である一定の要件に該当する人に対し、成年後見制度の利用を支援するための費用を助成します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障のある人を支援するために、手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣等を行います。
手話奉仕員養成研修事業	手話表現技術を習得するための研修により、聴覚障がい者等との交流等を支援する手話奉仕員を養成します。
日常生活用具給付等事業	障がいのある人等の円滑な日常生活に資する自立生活支援用具等の給付や重要な情報入手手段である点字図書を購入費用の給付、重度の障がいのある人が家庭生活を送りやすくするための住宅改修工事費の給付等を行います。
移動支援事業 (個別支援事業)	屋外での移動が困難な障がいのある人が、社会生活上必要な外出や社会参加のために外出する際の移動を支援します。
地域活動支援センター機能強化事業	医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進のための普及啓発等を行います。

②量の見込み

各サービスの充実や情報の周知等により、一定の利用を見込みます。

事業名		単位	実績			見込み		
			H27	H28	H29	H30	H31	H32
相談支援事業	障害者相談支援事業	事業所数(箇所)	1	1	1	1	1	1
	基幹相談支援センター	設置有無				無	無	有
	相談支援事業強化事業	実施有無				実施	実施	実施
成年後見人制度利用支援事業		利用者数(人)	2	2	2	2	2	3
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	延利用回数(回)	40	26	41	48	48	48
	要約筆記者派遣事業	延利用回数(回)	0	0	0	12	12	12
	手話通訳者設置事業	設置者数(箇所)				0	0	0
手話奉仕員養成研修事業		課程	入門	入門	入門	基礎	基礎	基礎
		受講者数(人)	13	14	11	20	20	20
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	延利用件数(件)	3	5	3	6	6	6
	自立生活支援用具	延利用件数(件)	3	1	3	4	4	4
	在宅療養等支援用具	延利用件数(件)	4	2	12	4	4	4
	情報・意思疎通支援用具	延利用件数(件)	3	2	1	6	6	6
	排泄管理支援用具	延利用件数(件)	984	1,022	1,054	1,139	1,195	1,251
移動支援事業		延利用件数(件)	5	5	7	8	10	11
		利用者数(人)	232	384	308	504	545	585
地域活動支援センター機能強化事業	基礎的事業	延利用回数(回)	4	4	4	4	4	4
	地域活動支援センターⅠ型	実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	1	1
	地域活動支援センターⅡ型	実施箇所数(箇所)	0	0	0	0	0	0
	地域活動支援センターⅢ型	実施箇所数(箇所)	2	2	2	2	2	2

(1年間あたり)

③確保の方策

市民の協力や関係機関との連携が必要な事業が多いことから、積極的な情報の交換や発信により、事業の実施とサービス利用促進を図ります。

(7)地域生活支援事業(任意事業)

①事業内容

地域生活支援事業のうち、任意事業として市の実情に合わせて、3つの事業を実施します。

サービス名	内容
日中一時支援	障がいのある人等の家族の就労支援及び一時的な介護負担の軽減を図るために、障がいのある人の日中の活動の場を提供します。
訪問入浴サービス	入浴に介助を必要とする在宅の人の居宅を訪問し、浴槽を提供し入浴の介護及び身体の清拭を行います。
自動車運転免許取得・改造費補助事業	自動車運転免許の取得、及び自動車の改造に必要な費用の一部を助成します。

②量の見込み

日中一時支援や訪問入浴サービスは増加傾向にあることから、今後の利用者の増加を見込みます。また、自動車運転免許・改造費補助事業については、これまでの利用は少ないものの、一定の利用を見込みます。

事業名		単位	実績			見込み		
			H27	H28	H29	H30	H31	H32
日中一時支援	利用者数（人）		72	72	66	70	70	75
	延利用日数（日）		3,218	2,399	2,720	3,000	3,000	3,200
訪問入浴サービス	利用者数（人）		2	3	4	4	4	5
	延利用日数（日）		75	215	315	350	350	400
自動車運転免許取得・改造費補助事業	自動車運転免許取得事業	利用者数（人）	0	1	0	2	2	2
	自動車改造費助成事業	利用者数（人）	1	3	0	2	3	4

（1年間あたり）

③確保の方策

関係機関との連携や制度の周知を行い、円滑なサービスの利用を促進します。

第4章

第 1 期障害児福祉計画

第1節 障害児福祉計画の概要

障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の19に基づく市町村障害児福祉計画であり、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等に関する方策を定めるものです。障がいのある児童の通所サービスは、平成24年4月の児童福祉法等の改正により、新たに「障害児通所支援」としてサービス体系が再編されました。

また、平成28年度の法改正により、障害児通所支援においては「居宅訪問型児童発達支援」が新設されました。

児童福祉法に基づく福祉サービス	障害児相談支援	障害児支援利用援助	
		継続障害児支援利用援助	
	障害児通所支援	児童発達支援	
		放課後等デイサービス	
		保育所等訪問支援（拡充）	
		医療型児童発達支援	
		居宅訪問型児童発達支援（新設）	
	障害児入所支援※	障害児入所施設	医療型
			福祉型

※都道府県が主体

第2節 平成32年度に向けた成果目標

障がいのある子どもに関する施策は、以前は地域自立支援法と児童福祉法に基づき実施されていましたが、平成 24 年の児童福祉法の改正により、根拠規定が一本化されました。それ以降、障がいのある子どもに対するサービスの拡充を進めており、平成 28 年 5 月に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」によって、重症心身障害児や医療的ケア児等への支援拡充等が図られることになり、指針においてもこれらサービスの提供体制を整備するための目標が定められています。

本市においても、国の指針に基づき、事業者や関係機関との連携により、地域の障がい児支援体制の拡充に取り組んでいきます。

(1)障がい児支援の提供体制の整備等

【国の指針】

- ①平成 32 年度末までに、各市町村に児童発達支援センターを、少なくとも 1 カ所以上設置（圏域での設置も可）
- ②平成 32 年度までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- ③平成 32 年度までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村に 1 カ所以上確保（圏域での確保も可）
- ④医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置（都道府県が関与したうえでの圏域での設置も可）

項目		数、内容等
①	＜目標＞ 児童発達支援センターの設置	1 カ所（市内又は圏域内）
②	＜目標＞ 保育所等訪問支援の実施	体制構築及び実施
③	＜目標＞ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所 及び放課後等デイサービス事業所の確保	1 カ所（市内又は圏域内）
④	＜目標＞ 医療的ケア児支援のための保健・医療・福祉、保育、 教育等の関係機関の協議の場の設置	坂東市地域自立支援協議会の 開催・継続と内容の充実

第3節 障害児通所支援等の事業内容、量の見込みと確保の方策

(1)障害児相談支援

①事業内容

障害児相談支援は、障がいのある子どもが必要なサービスを適切に受けるためのサービス利用計画の作成支援等を行います。

サービス名	内容
障害児相談支援	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。

②量の見込み

本市では、これまで2事業所において障がいのある子どもに関する相談支援を実施しております。今後も同サービスに対しては、一定の利用を見込みます。

事業名	単位	実績			見込み		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
障害児相談支援	事業所数（箇所）	2	2	2	2	2	2

③確保の方策

保健センター等と連携し、サービスを提供する事業所の維持を図ります。

(2)障害児通所支援サービス

①事業内容

障害児通所支援は、通所施設等で生活訓練や適応訓練等を行うものですが、重度の障がい等により外出の困難な児童を支援する「居宅訪問型児童発達支援」が、新たに加わりました。

サービス名	内容
児童発達支援	未就学の障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を支援します。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童に医療型児童発達支援センターまたは、指定医療機関等に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がいのある子どもに対し、生活能力の向上のために必要な訓練を実施するとともに、社会との交流の促進等を支援します。
居宅訪問型児童発達支援(新設)	未就学の障がいのある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を支援します。

②量の見込み

児童発達支援と放課後等デイサービスは、ニーズが高いことから、今後の利用者の増加を見込みます。その他のサービスについては、これまで利用の実績はありませんが、利用者や事業者に対する制度の周知や実施事業者の確保を進めることで利用を見込みます。

事業名	単位	実績			見込み		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
児童発達支援	利用者数(人)	48	60	63	68	72	74
	延利用時間(時間)	49	67	71	79	84	87
医療型児童発達支援	利用者数(人)	0	0	0	0	1	1
	延利用時間(時間)	0	0	0	0	5	5
保育所等訪問支援	利用者数(人)	0	0	0	1	2	2
	延利用時間(時間)	0	0	0	5	10	10
放課後等デイサービス	利用者数(人)	29	47	60	70	75	80
	延利用時間(時間)	37	73	104	126	135	144
居宅訪問型児童発達支援(新設)	利用者数(人)				0	1	1
	延利用時間(時間)				0	1	1

(1 カ月当たり)

③確保の方策

現在利用されていない事業については、制度の周知を図るとともに、関係機関との連携の上、提供体制の確保を図り、サービスの円滑な利用を促進します。

資料編

坂東市障害福祉計画策定委員会要綱

（設置）

第 1 条 障害者施策に関する基本理念及び障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）に基づき、障害者の自立及び社会参加を促進する計画を策定するため、坂東市障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）計画策定のために必要な調査、研究等に関すること。
- （2）計画案の作成に関すること。
- （3）関係部門等との総合調整に関すること。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- （1）市議会の議員
- （2）学識経験を有する者
- （3）福祉関係団体の代表

（任期）

3 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、第 2 条の任務が終了したときは、委員は職を離れるものとする。（委員長及び副委員長）

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第 6 条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

（その他）

第 7 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 1 この告示は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

坂東市障害福祉計画策定委員名簿

No.	氏名	所属等
1	青木 浩美 ◎	坂東市議会教育民生常任委員会委員長
2	滝本 和男	坂東市議会教育民生常任委員会副委員長
3	近藤 幸子	茨城県立境特別支援学校
4	中村 育子	茨城県立下妻特別支援学校
5	武井 弥生	茨城県常総保健所健康指導課長
6	和田 道代	社会福祉法人 修倫福祉会 しずかの創造苑施設長
7	板垣 賢司	社会福祉法人 修倫福祉会 めふきの苑施設長
8	古矢 忠志	社会福祉法人 清風福祉会 博愛学園施設長
9	中川 隆子	社会福祉法人 慈光学園理事長
10	鈴木 康夫	社会福祉法人 坂東市社会福祉協議会事務局長
11	富山 忠保 ○	坂東市身体障害者福祉協議会会長
12	栗原 芳男	坂東市心身障害児者父母の会会長
13	海老原 長臣	坂東市視覚障害者福祉協会会長
14	松永 裕之	坂東市保健福祉部長

◎…委員長 ○…副委員長

計画策定の経緯

年月日	内容等
H29. 8. 1	第 1 回坂東市障害者計画および障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会開催（以下、「策定委員会」）
H29. 8. 8	市民の障害福祉に関するアンケート調査実施 （回収期間 8/8～9/7）
H29. 8. 31	福祉事業者および市民団体へのヒアリング調査実施
H29. 11. 1	第 2 回策定委員会開催
H29. 12. 19	第 3 回策定委員会開催
H30. 1. 11～2. 9	計画原案に対するパブリックコメント実施
H30. 2. ●	第 4 回策定委員会開催